

ボート免許詳細版

1. ボート免許の区分（平成16年11月1日以降）

現在、小型船舶操縦免許は、ボートの形態・航行区域により、1級又は2級（ボート・ヨット用）、特殊（水上オートバイ用）に区分されています。

ボート・ヨット用の小型船舶操縦免許

免許区分	操縦できる範囲	
1 級	区 域	全ての水域
	大きさ	24m未満※1又は20トン未満
2 級	区 域	5海里以内+平水
	大きさ	24m未満※1又は20トン未満
(若年者限定) ※2		18歳の誕生日前日まで5トン未満
2 級 (湖川小出力限定)	区 域	湖川等
	大きさ	5トン未満
	出 力	15Kw未満(20馬力以下)

水上オートバイ用の小型船舶操縦免許

免許区分	操縦できる範囲	
特 殊	船 舶	特殊小型船舶(長さ4m未満×幅1.6m未満の水上オートバイ)
	区 域	船検証に記載される水域(2海里)

※1 「24m未満」は、プレジャーボート利用に限ります。(確認申請が必要です。)

※2 18歳未満の方の免許証には、18歳になるまで操縦できる船の大きさを5トン未満とする「若年者限定」が付されます。(平成16年10月31日以前に交付された免許証には付されたとみなします)

若年者限定が付された免許証は、18歳になった時点で限定のない免許証とみなされ、そのまま使用できます。

また、更新・再交付・訂正の申請時に18歳に達していれば、若年者限定が外された免許証が交付されます。

ボート免許詳細版

2. ボート免許の移行（平成16年10月31日以前の免許からの移行）

平成16年10月31日以前に交付された小型船舶操縦免許は、平成16年11月1日以降の更新・再交付・訂正申請により順次以降しています。

お手持ちの免許が旧1～5級の場合

お手持ちの免許の区分	⇒	新たな免許の区分（H16.11.1以降）
旧1級	⇒	1級＋特殊
旧2級	⇒	1級＋特殊
旧3級	⇒	2級＋特殊
旧4級	⇒	2級（若年者は5トン限定※1）＋特殊
旧5級	⇒	2級（若年者は5トン限定※1）・（1海里限定）＋特殊
4・5級（湖川小馬力限定）	⇒	2級（湖川小出力限定）

お手持ちの免許が1級・2級特殊の場合

お手持ちの免許の区分	⇒	新たな免許の区分（H16.11.1以降）
1級	⇒	1級
1級（5トン限定※2）	⇒	1級
2級	⇒	2級
2級（5トン限定※2）	⇒	2級（若年者は5トン限定※1）
2級（5トン限定※2）・（1海里限定）	⇒	2級（若年者は5トン限定※1）・（1海里限定）
2級（湖川小出力限定）	⇒	2級（湖川小出力限定）
特殊	⇒	特殊

※1 18歳未満の方の免許証には、18歳になるまで操縦できる船の大きさを5トン未満とする「若年者限定」が付されます。（平成16年10月31日以前に交付された免許証には付されたとみなします）

若年者限定が付された免許証は、18歳になった時点で限定のない免許証とみなされそのまま使用できます。

また、更新・再交付・訂正の申請時に18歳に達していれば、若年者限定が外された免許証が交付されます。

※2 現在「5トン限定」が付いている操縦免許証は、18歳未満の方を除き、有効期間満

了日までは「5トン限定」がない免許証とみなされ、そのまま使用できます。

また、平成16年11月1日以降に更新・再交付・訂正の申請を行った場合、「5トン」限定の外された免許証が交付されます。